

第15回新型コロナウイルス対策本部会議 本部長指示

令和 2 年 7 月 1 7 日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 市長 若林 洋平

国による都道府県を跨ぐ移動の自粛が解除されたことにより、徐々に経済活動が再開されているところであるが、残念ながら首都圏を中心に再び感染者の増加傾向がみられる。特に感染経路が不明な感染者や、比較的行動範囲が広いとされる若年層の割合が高い傾向があることから、交流人口が多く、首都圏に隣接する本市としては、官民が一体となって感染防止対策に全力で取り組むとともに、市民生活、社会活動、経済活動を持続するため、以下の点について全職員は確実に取り組むこと。合わせて市民の皆様にも周知すること。

なお、今後の感染状況によって随時見直すものとし、万が一クラスター発生した場合などに備えること。

- (1) 市内の事業所に対し、市が作成した「新型コロナウイルス感染症を予防するための対策(事業所版)」を周知するとともに、業種ごとに必要な感染防止に努めるよう改めて要請すること
  - (2) 顧客がマスクをはずす飲食店及びナイトクラブ・バーや、県外からの利用者の多い観光施設や宿泊施設については、特に最大限の注意を払い、感染拡大防止マニュアルに基づいた各種対策を徹底するよう強く要請すること
  - (3) 小中学校や公立幼稚園及び保育所や放課後児童クラブについては、国の通知や新たに熱中症への対策を盛り込んだ改訂版の新型コロナ危機管理マニュアルを遵守し、引き続き万全な感染防止体制を図ること
  - (4) 医療体制の支援のため、各種団体や企業などに寄付依頼をしていたマスク・防護服・グローブ等の医療用衛生物資について、ここまで多くのご寄付が寄せられていることに深く感謝するとともに、引き続き支援をお願いすること
  - (5) 発熱外来の拡充と地域医療の継続のため、PCR 検査場を有効に活用するとともに、地域の医療体制を整え、第2波、第3波に備えて、引き続き院内感染や家庭内感染の防止を図ること
  - (6) 公共施設については、次の条件を付して利用できるものとし、各施設の詳細は様々な方法を工夫して周知を図ること
- ・感染拡大防止対策の観点から、ソーシャルディスタンスの確保、三密を回避するための措置を講じた上で、規模や状況に応じて施設管理者が適切に判断すること

・万一の状況に備えるため、利用者の住所・氏名を記録することとし、施設管理者は利用者には協力を依頼すること

・予約受付に際しては、今後の状況によりキャンセルとなる場合があることを周知徹底すること

(7) 市主催のイベント等については、準備を伴うことから8月19日までは中止又は延期とすること

(8) 地域イベントや公民館等の地域施設は市に準じた対応とし、地域で「新しい生活様式」の浸透を図りながら、順次行うよう要請すること

(9) 市民に対して、まず感染しないための行動をとることが何より大切なことから、以下の点について願います。

・感染が収まらない首都圏等への移動は出来る限り自粛すること。やむを得ず移動する際には万全の感染拡大防止対策を講じること

・市内においては、経済活動再開に伴い、県外からの来訪者も増えることから、感染拡大防止のため「新しい生活様式」などを実践した感染防止を行うこと

・地域や各種団体のやむを得ない会合は、十分な感染防止対策を取った上で、必要最低限の人数で実施すること

・運動や作業をする際には、適切な水分補給や休息を取るなど熱中症に十分注意しながら、感染防止対策を行うこと

・自分が感染しない行動が、医療従事者への応援と感謝に繋がること

(10) 市内経済の活性化と市民生活支援のため、経済対策事業として実施する「プレミアム商品券」及び緊急経済対策等の準備を進めること。自粛が続く市民に、安全安心な観光手段の提供を検討すること。

(11) 国の特別定額給付金の申請漏れを防ぐための広報活動を実施するとともに、国の給付金の対象となっていない令和2年4月28日以降に出生した子どもに対する市独自の給付金について検討すること

(13) 自然災害発生時における、感染症拡大防止対策を考慮した避難所の運営方針について、自主防災会等に周知を図ること

(14) 市職員は、国や県と連携を密にして、国・県・市の様々な支援制度について、いち早く正確な情報を市民に伝えるとともに、市民生活を考慮して迅速かつ適切な対応を取ること